



珠洲市

令和6年 能登半島地震で
被災された市民の皆さまへ

主な支援制度

2024年4月5日発行

第3版

記載している内容は発行時点のものです。制度改正などにより、支援内容が変更となる場合があります。



給付・貸付



住宅



税金



公的な支払い



事業所(者)支援

支援制度		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	受付・担当窓口
被災者生活再建支援金	基礎支援金	○	○	△	△			総合窓口
	加算支援金	○	○	○	○			
石川県・珠洲市義援金(住宅被害に関するもの)		○	○	○	○	○	○	
家屋等の公費解体		○	○	○	○			産業センター
応急修理制度		○	○	○	○	○		環境建設課
[減免]市民税		○	○	○				総合窓口
[減免]国民健康保険税		全額	半額					
[減免]後期高齢者医療保険料		全額	半額					
[減免]介護保険料(介護保険第1号被保険者)		全額	半額					
[減免]保育料・給食費・延長保育料		全額	半額					福祉課
医療機関等の窓口支払い免除(国保・後期)		○	○	○	○			市民課
介護サービス利用料の免除		○	○	○	○			福祉課

△:半壊(大規模半壊・中規模半壊・半壊)でやむを得ない理由により解体した場合は、基礎支援金の対象となります。

災害弔慰金	地震により死亡された方の遺族	危機管理室
災害障害見舞金	地震により重度の障害を受けた方	
石川県義援金	人的被害に関するもの、6市町全住民一律5万円	総合窓口
珠洲市義援金	人的被害に関するもの	
浄化槽の復旧補助	珠洲市設置型や個人設置型(合併浄化槽)	環境建設課
軽自動車税の課税保留	地震で軽自動車が使用できなくなった場合	税務課
[免除]国民年金保険料	住宅・家財などの財産価値のおおむね2分の1以上の損害を受けた方	市民課
児童扶養手当の災害特例措置		福祉課

- り災・被災届出証明書の発行
- 各種支援制度の手続き
- 土日、祝日も開設の窓口

珠洲市民図書館 [毎日8:30~18:30] ※受付は18時まで
 被災者支援総合窓口(市役所1階) [毎日8:30~18:30]
 税務課、市民課、環境建設課 [8:30~18:30] ※地震関連手続きのみ

01 被災者生活再建支援金



住宅の被害に応じて支援金を支給します。

支給額	全壊・半壊解体	150万円～300万円
	大規模半壊	100万円～250万円
	中規模半壊	25万円～100万円
	半壊	25万円～100万円

※1人世帯の場合は3/4の金額を支給。
※住宅の再建方法により支給額が変わります。

申請窓口 被災者支援総合窓口
(市役所1階)



02 石川県・珠洲市義援金



被害区分		石川県		珠洲市
		第1次	第2次	
人的	死者	20万円	80万円	20万円
	重傷者	10万円	-	10万円
住宅	全壊	20万円	80万円	50万円
	大規模半壊	15万円	60万円	35万円
	中規模半壊	10万円	40万円	25万円
	半壊	5万円	20万円	10万円
	準半壊	-	10万円	5万円
	一部損壊	-	3万円	3万円
6市町全住民		5万円	-	-

※人的は1人当たり、住宅は1世帯当たりの金額
※人的・住宅被害の義援金について、既に「災害弔慰金」
「被災者生活再建支援金」「石川県義援金(第1次配分)」を申請した方は、同じ口座へ振り込むため申請は不要です。

申請窓口 被災者支援総合窓口(市役所1階)



03 災害弔慰金・災害障害見舞金



	対象	条件	
災害弔慰金	令和6年能登半島地震により死亡された方の遺族 (配偶者・子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)	死亡された方が生計維持者	500万円
		死亡された方がその他の方	250万円
災害障害見舞金	令和6年能登半島地震により重度の障害を受けた方 (両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)	生計維持者	250万円
		その他の方	125万円

問合せ 危機管理室 ☎ 0768-82-2222

04 緊急の生活費の貸付



当面の生活費を貸し付けます。(返済が必要)

対象 令和6年能登半島地震により被災し、当面の生活費を必要とする世帯

期間 据置期間:1年以内
償還期間:2年以内

貸付額 1世帯10万円(状況により20万円)

問合せ 珠洲市社会福祉協議会
☎ 0768-82-7751



05 緊急修理費用の補助



住宅にブルーシートを張る費用を補助します。
※DIYやボランティア、空き家、納屋、車庫等は対象外

受付期限 2024年4月15日(月)まで
※事前申請(修理費用を支払う前)が必要

完成期限 2024年4月26日(金)

限度額 1世帯5万円まで

問合せ 環境建設課 ☎ 0768-82-7756



06 応急修理費用の補助



住宅に引き続き住むために、生活に必要不可欠な部分を応急修理する費用を補助します。

対象・限度額	全壊・大規模半壊 中規模半壊・半壊	706,000円
	準半壊	343,000円

完成期限 2024年12月31日(火)

申請 事前に申込書や必要書類を
下記まで提出して下さい

問合せ 環境建設課 ☎ 0768-82-7756



07 災害ごみの仮置場



飯田港内 (飯田町)	9時30分～15時30分 (火曜日を除く)
鉢ヶ崎海水浴場 山側駐車場(蛸島町)	9時～15時 (水曜日を除く)
狼煙漁港内 (狼煙町)	9時30分～15時 (火・水曜日を除く)

※分別方法や積み下ろし順などはホームページでご確認ください。

問合せ 環境建設課 ☎ 0768-82-7743



08 家屋等の公費解体



被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

対象 全壊～半壊と判定された家屋等

申請先 珠洲市産業センター1階特設窓口

問合せ 予約・相談専用ダイヤル

☎ 080-7974-1737



09 応急仮設住宅(建設型)



対象 住宅の全壊などで住宅の確保が困難な方

入居期間 完成後～2年以内

費用 光熱水費など

申請先 被災者支援総合窓口(市役所1階)
(電子申請もできます。)

問合せ 環境建設課

☎ 0768-82-7756



10 応急仮設住宅(賃貸型:みなし)



対象 住宅の全壊や半壊などにより居宅の確保が困難な方で条件を満たす賃貸型応急住宅に住む場合

入居期間 入居日～2年以内

費用補助 家賃・共益費・礼金・仲介手数料など(上限あり)

申請先 賃貸住宅のある市町でも対応可

問合せ 石川県宅地建物取引業協会

☎ 076-291-2255

全日本不動産協会石川県本部

☎ 076-280-6223

全国賃貸住宅経営者協会

連合会石川県支部・金沢支部

☎ 0120-27-1000(接続番号388006)



11 公営住宅



対象 住宅の全壊などで住宅の確保が困難な方

入居期間 入居日～原則1年以内

費用 共益費、自治会費、光熱水費等は入居者が負担(家賃・敷金・駐車場使用料は無料)

申請先・問 環境建設課

合せ ☎ 0768-82-7756



12 浄化槽の復旧補助



珠洲市設置型浄化槽(下水道料金を納めている)

対象 アンケート調査で復旧を希望された合併浄化槽(申請不要)

費用負担 なし(流入管は個人で復旧)

問合せ 環境建設課 ☎ 0768-82-7786

個人設置型浄化槽(下水道料金を納めていない)

対象 被災した合併浄化槽(単独浄化槽は対象外)

上限額 [5人槽] 978千円/基
[6～7人槽] 1,188千円/基 ほか

申請先 まずは浄化槽専用コールセンター
☎0120-326-121へご連絡ください。



13 市民税の減免



令和5年度の市民税のうち、災害の日以後に到来する納期に係る税額が軽減または免除されます。

対象 災害により次の事由に該当する方

- 死亡された方 ●生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった方
- 障害者となった方 ●自己所有(同一生計配偶者又は扶養親族含む。)の住家が中規模半壊以上の損壊を受けた方で、前年中の合計所得が1,000万円以下の方

申請先 税務課 ☎ 0768-82-7735

(郵送での申請もできます)



14 軽自動車の課税保留



地震の影響で使用できない軽自動車は、課税を一時的に停止することができます。

申請先 税務課 ☎ 0768-82-7735

(郵送での申請もできます)

※軽自動車以外は、石川県税務課にお問合せください。☎ 076-225-1273



15 医療機関等の窓口支払い免除



(国民健康保険・後期高齢者医療保険)

対象 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡された方など

期間 2024年1月1日から2024年9月30日まで

手続き 医療機関等の窓口で対象者であることを申告(後日、市民課へ申請必要)

問合せ 市民課 ☎ 0768-82-7741



16 介護サービス利用料の免除



介護サービスの窓口で申告すると、利用料の支払いが不要になります。

対象 ●全半壊、全半焼、床上浸水等
●生計維持者が死亡・重篤な疾病、行方不明、業務廃止・休止、失職・収入がない

期間 2024年9月30日(月)まで

問合せ 福祉課 ☎ 0768-82-7749



17 児童扶養手当の支給額増額



所得制限が解除され、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。

対象 住宅・家財等の財産の概ね1/2以上の損害を受けた方で次に該当する方
●母または父のうち、本人の所得制限により、一部支給または全部停止
●受給者である養育者、扶養義務者、所得税法上の控除対象配偶者

期間 被災した月～翌年10月分

申請 り災証明書・児童扶養手当被災状況書・児童扶養手当証書を持参し窓口へ

問合せ 福祉課 ☎ 0768-82-7747



18 保育料の減免



保育料・保育園給食費・延長保育料を減免します。

対象 住宅・家財が被災し、児童がいる世帯

期間 2025年3月31日(月)まで

免除額

全壊・全焼	全額
半壊・半焼	半額

問合せ 福祉課 ☎ 0768-82-7747



19 農林水産相談窓口



対象 災害の影響を受けた農林漁業者

問合せ [農業]石川県珠洲農林事務所

☎0120-338-760(9時～17時)

※収入保険の保険料支払期限の延長・補填金の支払いは、石川県農業共済組合 ☎ 076-239-3111

[畜産・林業]石川県奥能登農林総合事務所

☎ 0768-26-2322(9時～18時)

[漁業]石川県漁業協同組合

☎076-234-8815(9時～18時)



20 なりわい再建支援事業



壊れた施設・設備の修繕や倒壊した施設の建て替えを支援します。

対象経費 工場、店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧に関する費用など

補助上限 15億円(一部5億円まで定額補助)
※定額補助には要件あり

補助率 中小企業・小規模事業者 3/4
中堅企業 1/2

申請 公募状況などの詳細は石川県のホームページをご確認ください。

問合せ 金沢事業者支援センター
☎ 0570-076-225



21 雇用調整助成金の特例措置



対象 地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主(最近1か月の生産指標が前年同期より10%以上減少)

期間 休業または出向の初日が2024年1月1日(月)～6月30日(日)

助成率 大企業 1/2 → 2/3
中小企業 2/3 → 4/5

申請 下記に相談の上、申請

問合せ 石川労働局 職業安定部職業対策課
☎ 076-265-4428
雇用調整助成金コールセンター
☎ 0120-603-999



22 雇用保険の基本手当の特例措置



災害により休業した場合や一時的に離職した場合、雇用保険の基本手当を支給します。

対象 被災した地域内の事業所で勤務していた方

申請 下記に相談の上、申請

問合せ 石川労働局
職業安定部職業安定課
☎ 076-265-4427



LINEで最新の情報を発信

珠洲市の公式LINEアカウントでは、最新の支援情報や防災情報を発信していますのでぜひご登録ください。

